

齡の高まるに伴ひ次第に其の數を減じて居る。

(五)

右に述べたる如く婚姻年齢の高まるに従つて一夫婦當り平均出生兒數の減少する割合は、妻の婚姻年齢を同じくし夫の婚姻年齢が高まる場合には殆ど問題とするほどの減少を示さず、夫の婚姻年齢を同じくし妻の婚姻年齢が高まる場合には著しく減少して居る。従つて一夫婦當りの出生兒數の

大小は、夫の婚姻年齢よりも、妻の婚姻年齢により強く支配されるといふ結果になるのであるから、妻の婚姻年齢のみが夫婦の出産力に對して決定的要因をなして居り、出生增加の方策として婚姻年齢を早むる必要性は妻

の側に大いに主張される所であつて、夫の側にはその必要殆どなきものやうであるが、併し單にこの結果から夫の婚姻年齢が夫婦の出産力に對して全く重要性がないといふ結論は下し得ない。事實は之に反して居るのである。普通夫の婚姻年齢も亦妻の婚姻年齢に對して決定的である。男子の大多數が婚姻年齢を延期するに於ては、それに對應する丈け女子も亦婚姻年齢を延期しなければならない事になるのである。我が國に於ける夫妻の婚姻年の差は統計の示す所に依れば、婚姻年齢が何歳であるかといふことは殆ど無關係に平均四歳乃至五歳である。故に妻の年齢別出生率が年齢の高まるに従つて低下するの状態が、夫の年齢別出生率に妻のそれとは四歳乃至五歳のずれ方によつて略々合致して年齢の高まるに伴つて低下して見らるるといふ結果になるのである。夫の出産力といふものには婚姻年齢によつて影響されることが殆どないので男子の側で婚姻年齢を少々延期することは、それ自身、出産力に大した影響がないのであるが、それに伴つて女子が婚姻年齢を延期しなければならない事になるから、その延期する年數は極く短かくとも、出産力に大なる影響を及ぼすのである。即ち夫の婚

姻年齢も亦出産力に大なる影響があるといはねばならない。妻の婚姻年齢

は夫婦の出産力に對して生物學的に決定的の影響を與へるものである。以上の事實から出生增加方策にとつて婚姻年齢を早めることが極めて肝要であると云ふことは妻のみならず、夫の側にも當然主張出来るのである。(終)

上州沼田藩人口政策史料

(埋め草)

朝廷御維新の折柄に當り、我等不肖藩任の重きを辱なうし、日夜恐懼にたゞざる處、幸に管轄する處盡く舊來の封土にして、何れも累世の恩義を相荷なふ。是我等數々思ふ所なり何れも朝廷御布告の儀を奉體し、上下相話して力を職業に盡し、厚聖主の御仁慈を仰戴すべし。隨つて小兒養育の儀は、吾先代獻良院殿初而就行してより以來相繼々所の舊政にして、今猶厚を加ふべき處なれば、重て其教令を示さしむ。何れも厚く相心得合、先代の遺教に基き、永く此地の美俗をなし、戸口繁衍の道を弘むべきもの也。

小兒養育冥加金上納帳

それづら／＼思ふに、有情の大造四生に輪廻して人界に生をうるもの、寃に龜の浮木の縁逢ふが如し、然るに此邊のあしき風俗にて、無慚放逸成ものは出生の子を產所に於て押殺し、或は墮胎の法をなして失ふもの多し。たま／＼人體を受けて生れぬるを、情なくも失ふ事鳥類にも劣れるべし、嗚呼鳥獸すらそれ／＼に子を育ふ道を知る。況や萬物の精靈たる人間として此心なきは人面獸心歎錦ならずや。然るに退て其根元を按するに、偏に貧きより成るものとす。

是において有位の同志と俱に、小兒養育の資財を調へ、疾癪に納置、其利倍を以て赤子養育の輩へ申下し、この風俗を變せん事を願ふ。各仁慈の志を發し、僧に俗財を投て此供業を成就せば、歲々早く死を遁れ生を得るもの幾人ぞや。

一人死を救ふ事すら功德廣大、況や永年生を完うするもの計難し。然則臺捨の資財は少しにして、生れる所の功德萬劫にして廣からん。

文化十一甲戌年季春吉旦

(社會連帶より)